

SU22007 ブレークスルー 不動産登記法Ⅲ

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
237	図表116 承継執行文による登記申請の 可否・抹消登記請求の場合 義務者側 特定承継 可否	(b)②の文章を参照	(c)②の文章を参照	21/9
144	図表72 定期建物賃借権設定の申請書 記載例 賃料	1月〇円	1月金〇円	21/9
146	二 申請手続 2 登記原因及びその日付 (令3条6号) (2)(3)	(2) 第1賃借権の設定登記がされて いない場合において第2賃借権の 設定登記を申請するとき 「年月日〇番賃借権の賃借人 による設定」  (3) (2)の賃借権の設定登記が されている場合において、第1 賃借権の設定登記を申請する とき 「年月日設定」	(2) 第1賃借権の設定登記がさ れていない場合において第2賃 借権の設定登記を申請するとき 「年月日設定」  (3) (2)の賃借権の設定登記が されている場合において、第1 賃借権の設定登記を申請する とき 「年月日〇番賃借権の賃借人 による設定」	21/6